

行われるリハビリテーションへの重点化を強めるため、算定日数上限の期間内において現行の点数を以下のように変更する。

疾患別リハビリテーション料の見直し

	心大血管	脳血管疾患等	運動器	呼吸器
リハビリテーション料(Ⅰ)	250点	250点	180点	180点
上段:通減前 下段:通減後	<u>210点</u>	<u>210点</u>	<u>150点</u>	<u>150点</u>
リハビリテーション料(Ⅱ)	100点	100点	80点	80点
上段:通減前 下段:通減後	<u>85点</u>	<u>85点</u>	<u>65点</u>	<u>65点</u>
通減開始日数	<u>120日</u>	<u>140日</u>	<u>120日</u>	<u>80日</u>
算定日数上限	150日	180日	150日	90日

注：点数は1単位（20分あたりのもの）

○ 算定日数上限の適用除外対象となり継続する場合は、通減後の点数において算定する。

3 見直しによる財政的影響

本件見直しは、全体として財政中立で行う。

4 その他

歯科診療報酬における脳血管疾患等リハビリテーションについても、同様の見直しを行う。

5 適用期日

平成19年4月1日（予定）